

旧厚生会館（職員研修会場・事務室）の処分について

1 主旨

旧厚生会館（職員研修会場・事務室）については、令和2年9月の地方分権・本庁舎整備対策等特別委員会にて、公共施設の多機能活用の観点より、令和4年度以降、解体し、廃止・売払う旨、報告した。

その後、売払い方法などを再度検討した結果、工期の短縮やコストの削減、構造上の特性、近隣への配慮など総合的な理由から、建物付き売払いする。

2 処分方法

【建物付き売払い】

- ・旧厚生会館は、建物と擁壁が一体となっており、更地にする場合、擁壁を残し構造補強が必要となるが、買主の建設計画によっては、解体のために区で築造する擁壁が不要となる場合があり、区・買主とも経費削減につながる可能性がある。
- ・建物付き売払いは更地売払いと比べて売払いまでの期間が短縮できる。
- ・解体工事と建設工事を同時に行うことにより、近隣への騒音や振動、工事期間などの影響が少ない新築計画を立てられる可能性がある。
- ・区で更地化する場合、地下工作物（杭や地下室等）も全て撤去するが、買主が地下工作物を残した計画で建設する場合、工事期間中の騒音や振動、解体に伴う廃棄物の発生の抑制など、近隣への影響を低減することができる。

3 処分経費

①境界確定 約3,000千円

②不動産鑑定 約1,000千円

※上記①の経費は、令和3年度当初予算（解体設計費）を充当する。

4 今後のスケジュール（予定）

令和3年9月～4年2月	境界確定
12月	研修担当課等教育総合センターへ移転
4年9月	財産評価委員会
10月	入札公告、現地見学会
12月	入札申込受付、入札
5年2月	契約締結、代金受領、所有権移転登記、引渡し